



2020年3月16日

AIメカテック株式会社

信越エンジニアリング株式会社に対する特許権侵害仮処分命令の申立について

AIメカテック株式会社(以下、「当社」といいます。)は、2020年3月16日、当社が保有する特許権(登録番号:第3458145号)を侵害しているとして、信越エンジニアリング株式会社(本社:東京都千代田区神田錦町二丁目9番地。以下、「信越エンジニアリング社」といいます。)に対し、同社が製造・販売している液晶パネル向け重ね合わせ装置(製品名「AESUV」。)の製造・販売等の停止を求める仮処分命令申立を申し立てました。

本件に関しましては、当社は、すでに、信越エンジニアリング社に対し、同じ特許権に基づくAESUVの製造販売等の差止ならびに損害賠償を求める特許権侵害訴訟(本訴)を東京地方裁判所に提訴しており、この度、裁判所より、AESUVが当社の保有する特許権を侵害する旨の心証開示を頂きました。今後、本訴の方は侵害が認められたうえでの損害賠償の審理に入ることになりますが、その審理には相当な期間を要し、判決を得るには相当な時間がかかることが予想されます。そこで、早期のAESUVの製造販売の停止を求めるべく、今回の仮処分命令の申立に至ったものです。

当社は知的財産権を重要な経営資源と位置付けており、当社が保有する知的財産権を侵害する行為に対しては、今後とも毅然として対応して参る所存です。

◇お問い合わせ先

AIメカテック株式会社 営業部

ホームページ下の「お問い合わせ」ページよりお問い合わせください。

<https://www.ai-mech.com/inquiry/>